

## 平成23年度「まちづくり活動」支援募集要項

平成23年1月14日  
(財)宮城県建築住宅センター

### 1 事業目的

- ・建築物の役割は、財産として所有するだけでなく、用途によって居住や生産、販売等の空間、交流拠点などとして多様である。また、街や農村など、地域の景観形成要素としても価値を持つ。
- ・まちづくりに果たす建築物や工作物等の役割は、数十年から百年以上という長さ、整備費用の大きさなどから既存ストックの活用が重視されるべきである。また、新たに建築する際も長期的、広域的にとらえる必要がある。
- ・こうした「建築」が果たす役割を踏まえた取組を拡大するために、当センターもまちづくり関係者と協働し、魅力的なまちづくりに参画することとした。具体的には、NPOやまちづくりグループへの事業費支援、市町村等行政への提言などを想定している。
- ・事業は当センターの公益事業であり、原資は建築確認等の事業収益の一部を財源にする。

### 2 支援事業の種類

- ・各地域地区の特性に応じた個別的取組と特に地域を定めず県全域を対象にした取組の2タイプを設定する。

#### ①地区型

- ・県内の具体的な地区の建築や街に関連した活動への支援  
(例) 文化的価値を有する建物、景観などの維持保全活動歴史的な意義を有する路地や街並みの修復活用活動県や市町村の景観形成方針を踏まえた自主的活動、など

#### ②全県型

- ・特定地区にとらわれないテーマで県全体に関する活動への支援  
(例) IT 活用による良好な居住維持システム構築活動建物や街並の意義について子供たちが学習する教材作成環境に配慮し地域の材料や伝統技術を活用した住宅等の普及活動、など

### 3 助成額及び支援件数

- ・助成金のみ事業計画あるいは別途資金と合わせた事業計画も可能とする（助成額は25万円を限度、助成率の設定はなし）。
- ・団体のこれまでの継続事業に加え、助成金を活用した新たな事業を実施することも可能とする。この場合、その部分を明確にした計画書とする。
- ・支援件数は合わせて6件程度とするが、申請額が予算総額に満たない場合は採択件数を増加することもある

タイプ	総額	件数
地区型	100万円	4件程度
全県型	50万円	2件程度

#### 4 助成金応募団体の要件

営利を目的とせず、公益的・社会的活動を継続的に行う県内のNPO、グループ等団体とする。

- ・主体的に事業実施できる能力を持つこと。
- ・事業に関する情報を活動地域や県内に広く発信できること。
- ・政治活動や宗教活動を目的とした団体でないこと。

#### 5 助成対象経費

助成金は、支援事業に効率的、効果的に充当しなければならない。経費の事例は次のとおり。

(助成対象経費の例)

- ・スタッフの研修、ワークショップ実施経費
- ・外部講師等への謝金、交通費
- ・活動に伴う通信費、印刷費、会場費
- ・活動の意義を普及させるイベント経費、広報活動経費
- ・活動に不可欠な材料費
- ・消耗品費、2万円未満の備品費
- ・活動成果作成費
- ・次の経費は助成対象外とする。
- ・団体に経常的にかかる管理費などの諸経費
- ・地区住民の交流行事や親睦会的な活動
- ・職員の人件費や飲食費
- ・2万円以上の備品購入費

#### 6 応募書類

書式等については「まちづくり活動支援事業要綱」を参照。

- ① 団体の概要：定款や規約、関連パンフ等
- ② 役職員の構成：名簿（運営に関わる代表的な役職員の氏名・所属リスト）
- ③ 活動実績：前年度の事業報告書・収支決算書
- ④ 活動計画：今年度の事業計画書・収支予算書、事業スケジュール、成果目標
- ⑤ その他

#### 7 選考委員会及び選考基準

県及び仙台市のまちづくり担当課職員、大学等のまちづくり研究者、プランナー等10名程度で構成するまちづくり委員会において審査し、助成団体及び助成対象事業、助成金を決定する。

選考は、書類審査と応募者のプレゼンテーションにより実施する。応募件数が多い場合は書類審査を1次審査とし、上位得点団体のみでのプレゼンテーションによる2次審査を実施することもある。

まちづくり委員会（委員予定者）

分野	所属	氏名
大学	尚絅学院大学教授	阿留多伎 真人
〃	東北工業大学講師	福屋 粧子
まちづくり	横山設計事務所代表	横山 英子
〃	宮城大学地域連携センター調査研究員	中嶋 紀世生
建築	日本建築家協会東北支部	松本 純一郎
行政	宮城県都市計画課長	門傳 淳
〃	仙台市住環境整備課長	森本 修
	センター理事長	三部 佳英

（順不同、敬称略）

・選考基準としては事業内容や予算、成果目標などについて審査員の評価（得点）により決定する。

項目	内容
1 事業適切性	助成の目的との対応
2 事業の公益性	活動の公益性や社会性
3 事業の緊急性	地域課題との関係や先駆性
4 予算の適正性	資金の用途適切性
5 成果目標の妥当性	事業結果の意義

## 8 事業スケジュール

・前年度中に助成支援団体を内定し、事業年度の4月から事業実施できるようにする。事業は翌年3月末を終期とする。

・助成は1年単位とするが、継続応募を可能とする。

### 募集、事業実施、報告等のスケジュール

年	月	事項及び内容	備考
23年	1月	募集要項等の作成	
	2月	事業の募集	1/14～3/4を予定
	3月	選考委員会開催、助成団体決定	3/17～3/25頃開催予定
	4月	交付申請受付開始、交付決定 (以後、事業実施)	
	秋	実施状況中間報告会	10月頃
24年	3月	活動成果報告会	24年度募集の選考委員会と兼ねる
	4月	実績報告、額の確定	

## 9 成果報告会及び中間状況報告

・助成対象団体が一同に会して3月頃に開催する（公開予定）。

・既に事業を完了した場合はその結果資料に基づいて、事業未了の場合は完了見込みで資料をまとめ、報告会にて発表すること（欠席の場合は助成金の取消を行うことがある）。

・事業進捗状況を把握するため、助成団体に対し10月頃に中間報告を求める。

## 10 助成金の交付、事業変更、返還義務、その他

- 交付申請により6月末までに概算払いとする（銀行への振り込み）。
- 助成決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合はセンターに相談すること。
- 無断で事業の中止、縮小、変更を行った場合、目的以外の事業に助成金を使用したとき、不正な手段による事業展開が明らかになったときは、助成金の返還を求める。

## 11 問い合わせ先

- (財)宮城県建築住宅センター総務課（佐々木、三部）

TEL : 022-262-0369 FAX : 022-213-2789

e-mail : soumu@mkj.or.jp

ホームページ : <http://www.mkj.or.jp>

- まちづくり推進員（高橋）

TEL : 022-264-7890 FAX : 022-217-1415

e-mail : takahashi@matizukuri.com

## (財)宮城県建築住宅センターまちづくり活動支援事業要綱

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、公益事業として県民のまちづくり活動を支援することにより、建築物への認識を深め、都市や農村地域の環境の向上を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱においてまちづくり活動とは、建築物の質の向上と安全性の確保をめざすセンターとともに、建築物が地域社会の中で多様な意義を持つことを踏まえた県民の主体的な活動をいう。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) まちづくり活動に要する経費の助成
- (2) まちづくり活動成果の県民、関係者への広報
- (3) その他、まちづくりに関する事業

### 第2章 助 成

(助成対象者)

第4条 第3条に基づき、センターの助成を受ける者は、営利を目的とせず公益的・社会的活動を継続的に行う県内のNPO、グループ等団体とする。

(助成対象活動)

第5条 助成対象活動は、魅力的な地域社会の維持をめざし、関係者とともに建築物や工作物などの役割を認識し、新たな価値の創造に取り組むまちづくり活動とする。

2 まちづくり活動は、助成金のみによる実施あるいは別途資金を合わせた実施が可能である。また、団体のこれまでの継続事業に加え、助成金を活用した新たな事業を創設し、実施することを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、地区住民の交流行事や親睦会的な活動などは対象としない。

(助成の種類・助成額)

第6条 具体的な地域や地区を対象にした個別的な活動と特に地域を定めない県全域を対象にした活動の2種類を設定する。

2 まちづくり助成額の総額は、毎年度のセンター予算にて決定する。

3 1団体への助成額は25万円を限度とする。

(募集)

第7条 センターは、毎年度、別に定める募集要項に基づき助成金対象者の募集を行う

(申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号に定める助成申請書を所定の期日までに、センターに提出又は郵送しなければならない。

(事前調査)

第9条 センターは、必要があると認めるときは、申請活動の内容等について申請者から聴取等を行う。

(審査)

第10条 助成金の交付を受ける団体（以下「助成金交付団体」という。）は、第22条の委員会の審議、選考を経てセンターが決定する。

2 審査は、申請事業の公益性や適切性、緊急性、予算の適正性、成果目標について別に定める審査基準に基づき、書類審査とプレゼンテーション審査による。

(助成金交付団体の決定)

第11条 センターは、前条の選考結果に基づき、助成金交付団体及び助成金の額を決定し、通知するものとする。

(助成金の申請)

第12条 前条の通知を受けた助成金交付団体は、様式第2号に定める助成金交付申請書をセンターに提出するものとする。

(助成金交付決定通知)

第13条 センターは前条の助成金交付申請に基づき、助成金交付決定通知を行う。

(助成金の交付方法)

第14条 助成金は概算払いとし、一括して助成金交付申請書に記載の銀行口座に振り込むものとする。

(活動の状況報告)

第15条 センターは、必要があると認めるときは、受給者に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

(助成事業の変更等)

第16条 助成金交付団体は、助成活動の変更、中止又は廃止しようとするときは、その理由を付した書面によりセンターに報告し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項により助成内容を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

3 センターは、前項の変更又は取り消しの結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返金させるものとする。

(活動成果の報告等)

第17条 助成金交付団体は、助成活動についてその完了の日から1ヶ月以内に様式第3号に定める実績報告書をセンターに提出しなければならない。

2 助成金交付団体は、センターが開催する事業報告会において助成活動の成果を発表しなければならない。

3 センターは、助成金交付団体が前項の報告会に欠席した場合、助成金の取り消しを行うことができる。

(助成金の額の確定)

第18条 センターは、前条第1項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を確定し、助成金交付団体に通知するものとする。

2 助成金の額の確定に際して必要があると認める場合は、センターは助成金交付団体に対して帳簿等の写しの提出又は閲覧を求めることができる。

3 センターは、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、助成金交付団体にその金額を返金させるものとする。

(助成金の返還)

第19条 センターは、助成金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを公表するとともに、支給した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金の申請目的以外のために使用したとき。

(助成金の辞退)

第20条 助成金交付団体は、いつでも助成金の辞退を申し出ることができる。

(助成金交付団体の情報公開)

第21条 助成金交付団体の申請書類のうち、当該団体の概要に関するものについては、センター管理の下に、公開するものとする。

### 第3章 委員会

(構成)

第22条 センターは、この事業を円滑に推進するため、まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、まちづくり関係者、研究者等からセンター理事長が選任する。
- 3 委員会の委員は、概ね10人をもって組織する。

(業務)

第23条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 第3条に定める事業の企画、評価
- (2) 第10条に定める助成対象者の選定
- (2) その他、必要と認められる事項

(役員)

第24条 委員会の委員長はセンター理事長があたる。理事長に事故があるときはセンターの常務理事がその職務を代行する。

(任期)

第25条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規程に関わらず前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第26条 委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会は委員数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議長は、委員長が行う。
- 4 委員会の議事は会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第4章 雑 則

(その他)

第27条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱の適用について疑義が生じた事項につ

いてはセンター理事長が決定するものとする。

2 前項の決定に際して、必要と認めるときは委員会に付議し、その意見を聴取するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

(様式第1号 要綱第8条関連)

宮城県建築住宅センターまちづくり活動支援事業  
助成申請書

申請日 平成 年 月 日

財団法人 宮城県建築住宅センター  
理事長 殿

(申請者) 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名 印

下記事業について、平成 年度まちづくり活動支援事業として助成されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 団体について

活動目的 (定款、規約等を添付のこと)	
設立年月日	
会員・スタッフ数 (名簿等を添付)	
活動概要  (事業報告書、決算書等を添付のこと)	
担当者の氏名・役職	
連絡先住所	〒
電話、FAX、e-mail	

2 助成事業について

事業名称		
実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
申請金額(総額)	万円 (                  万円)	
事業の目的		
これまでの取組		
22 年 度 の 取 組 内 容	助成金を活用 する事業	タイプ ( 1 地区型、 2 全県型 )
	助成金以外で 行う事業(ない 場合は記入不 要)	
	事業成果の目 標	
次年度以降の見通 し		

3 収支計画について (例)

収入項目	金額 円	内訳・補足説明
助成金	250,000	センター助成金
補助金	100,000	市からの補助金
寄付金	50,000	一般市民からの寄付金
会費	50,000	会費 50人×1,000円
参加費	50,000	100人×500円
計	500,000	

支出項目	金額 円	左記のうちセンター助成金 円	内訳・補足説明
パンフ作成費	150,000	150,000	1,000部(A4版4ページ・カラー)
マップ作成費	50,000	30,000	1,000部(A4版3ツ折・カラー)
謝金	30,000	30,000	講師への謝金
会議費	10,000	10,000	会場賃借料2回(4/1、7/1)
広告費	30,000	30,000	タウン誌広告掲載(7/25付)
案内板作成	100,000	0	立看板10枚(高さ:1200,幅:450)
案内板設置	30,000	0	立看板設置費用
イベントスタッフ	50,000	0	延べ10人
成果報告書	50,000	0	100部
計	500,000	250,000	

\* 収入と支出の計は一致させること。



(様式第2号 要綱第12条関連)

宮城県建築住宅センターまちづくり活動支援事業  
助成金交付申請書

申請日 平成 年 月 日

財団法人 宮城県建築住宅センター  
理事長 殿

(申請者) 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名 印

平成 年度まちづくり活動支援事業を下記により実施したいので、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画

事業名称	
実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
申請金額(総額)	万円 ( 万円)
事業の目的	
助成金を活用する事業	
助成金以外で行う事業(ない場合は記入不要)	

2 収支予算

収入項目	金額 円	内訳・補足説明
助成金		センター助成金
計		

振込口座等：（ ）銀行 （ ）支店  
 口座種別（普通 当座） 番号（ ）  
 口座名義人（ ）

支出項目	金額 円	左記のうちセンター助成金 円	内訳・補足説明
計			



(様式第3号 要綱第17条関連)

宮城県建築住宅センターまちづくり活動支援事業  
実績報告書

平成 年 月 日

財団法人 宮城県建築住宅センター  
理事長 殿

(申請者) 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

印

平成 年度まちづくり活動支援事業を下記のとおり実施したので、報告します。  
記

1 実施事業

事業名称	
実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業の概要 (関連資料、写真 等を添付のこと)	
事業の成果、 課題等	
今後の取組 等	

2 収支決算

収入項目	予算額① 円	決算額② 円	①-② 円	内訳・補足説明
助成金				センター助成金
計				

支出項目	予算額① 円	決算額② 円	②のうちセンター助成金 円	①-② 円	内訳・補足説明
計					

支出項目の主な費用の領収書（写し）を添付すること。